

## 富士見市空家移住定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家を有効活用し、市内への移住又は定住を促進するため、空家を購入し、及び改修し、並びに居住する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であつて、申請時点において居住され、又は使用されていないものをいう。

(2) 所有者等 空家の所有権その他の権利を有する者をいう。

(3) 改修 居住の用に供する部分の修繕、補修、模様替え、更新、取替等の工事をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、申請時点において次の各号のいずれにも該当する空家とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 富士見市空家バンク事業実施要綱（平成31年告示第111号）第6条第1項に規定する登録の決定を受け、富士見市空家バンクに登録されているもの

イ 空家の売買を目的として宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第1項に規定する媒介契約を締結してから1年以上経過しているもの

ウ 水道、ガス、電気のいずれかが使用中止されてから1年以上経過している

もの

(2) 次のいずれにも該当するもの

ア 建築されてから22年以上が経過しているもの

イ 昭和56年6月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの。ただし、当該日より前に基準法第6条第1項の確認を受けたものであって、現に当該日以後に着工される建築物に適用される耐震基準による耐震性と同等の耐震性が確保されているとき、又は補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）により耐震性を確保するときは、この限りでない。

ウ 居住床面積が55㎡以上であること

エ 基準法の規定に明らかな違反がないもの

オ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの

カ 富士見市空家等対策計画の対象地区内にあるもの

キ 公共事業の補償の対象となっていないもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 購入した補助対象空家を改修しようとする者

(2) 補助対象空家を改修後、5年以上居住する意思のある者

(3) 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条各号に規定する税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。以下同じ。）を滞納していない者

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、補助対象者が購入した空家を改修し、自ら居住する事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる改修に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事

- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事
- (3) 壁紙、床の仕上げ等の内装の改修工事
- (4) 屋根、外壁等の外装の改修工事
- (5) 増改築工事
- (6) 外構工事
- (7) その他市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる改修に要する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 本市で実施している同様の助成制度等の対象となる工事
- (2) 家電製品その他の物品の購入及びその設置工事  
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、20万円を限度とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第8条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、補助対象空家の取得日から起算して3年を経過する日の属する年の12月28日までとする。ただし、申請の期間は各年度の4月1日から12月28日までの間とする。

3 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

5 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象空家の案内図
- (2) 購入した補助対象空家の売買契約書の写し
- (3) 所有者等であることを確認することができる書類
- (4) 改修工事の内容が分かる書類
- (5) 改修に要する費用の見積書の写し
- (6) 補助対象空家の現況写真
- (7) 誓約書（様式第4号）

(8) 第3条第1号の規定を満たしていることを確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(事業内容の変更等の様式等)

第9条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第6号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第7号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第8号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第10条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第12号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 登記事項証明書又は固定資産資産証明書

(3) 改修工事後の補助対象空家の写真

(4) 補助対象空家へ転入又は転居後の世帯全員の住民票

(5) 改修に要した費用の領収書の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金等確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第13条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(交付決定の取消しの様式)

第14条 規則第17条第3項の規定による取消通知の様式は、様式第15号のとおりとする。

(返還命令の様式)

第15条 規則第18条の規定による返還命令の様式は、様式第16号のとおりとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。